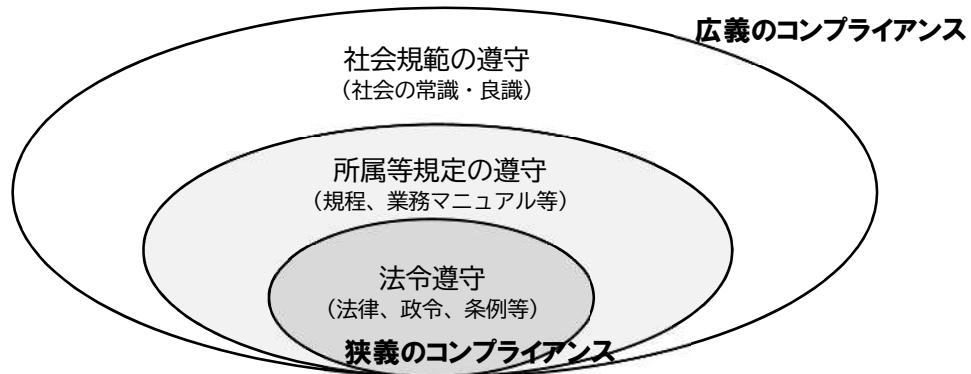


Ⅱ 教職員としてのサービスの在り方

1 コンプライアンス

- 近年、コンプライアンスという言葉を目にしますが、これは英語で「(命令・要求に)従うこと」という意味の言葉です。狭義では、「法令遵守」と捉えられていますが、広義では法令やルールにとどまらず、社会生活の中で人として守るべき社会規範の遵守をも含むものとされています。



- 地方公務員法第32条の規定にもあるように、地方公務員である教職員にとって、法令は当然にして遵守すべきものです。また、信用失墜行為の禁止を定めた同法第33条の規定にあるように、県民から信頼される公務員であるためには、社会の常識や良識といった社会規範の遵守についても意識して行動する必要があります。
- とりわけ教育公務員は、児童生徒に対してルールを守ることを指導する立場にあり、その言動や姿勢が児童生徒の人間形成に重大な影響を及ぼすことから、教育者にふさわしい、より高い倫理観や自律心が求められます。

2 法令と基本的な心構え

(1) 公務に携わる者としての基本的な心構え

- 私たち地方公務員が、サービスに関して守るべき法令や基本的な心構えについて、以下で改めて確認しておきましょう。
- サービスとは、職員が守られなければならない義務のことです。地方公務員法は、サービスの根本基準について、次のように定めています。

地方公務員法 第30条

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 地方公務員が守るべき義務には、職務を行うに当たって守るべき「職務上の義務」と、公務員の身分を有するため守らなければならない「身分上の義務」があります。

具体的な義務は、地方公務員法で以下のように定めています。

区 分		概 要（一部抜粋・要約）
地方公務員法	職務上の義務	(第32条) <u>法令等及び上司の職務上の命令に従う義務</u> → 職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 (第35条) <u>職務に専念する義務</u> → 職員は、法律又は条令に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
	身分上の義務	(第33条) <u>信用失墜行為の禁止</u> → 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。 (第34条) <u>秘密を守る義務</u> → 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 (第36条) <u>政治的行為の制限</u> → 職員は、政党その他の政治的団体等の結成に関与したり、又はこれらの団体の役員となったり、構成員になる又はならないように、勧誘運動をしたり、特定の政治団体に投票する又はしないように勧誘運動してはならない。（教育公務員特例法第18条に別途規定） (第37条) <u>争議行為等の禁止</u> → 職員は、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。 (第38条) <u>営利企業への従事等の制限</u> → 職員は、許可を得なければ、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。（教育公務員特例法第17条に別途規定）
	基本的心構え	・ その使命を自覚し、公務に携わる者としてふさわしい品位と能力を養い、常に良識ある行動を取らなければならない。 ・ 県民全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組まなければならない。 ・ その職務の遂行に当たり、県民の誤解や不信を招くような

	行為があってはならない。 ・ 勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に意識して行動しなければならない。 ・ 職務上知り得た情報については、厳正な取扱いをしなければならない。
--	--

(2) 教育をあずかる者としての基本的心構え

- 教育基本法は、教員について次のように定めています。

教育基本法 第9条第1項

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 以下は、教員としての基本的心構えです。
- ・ 子どもは大人を手本として成長する。このことを深く心に刻み、絶えず自らの姿勢を省みなければならない。
 - ・ 人権感覚を研ぎ澄まし、その職務を行うに当たり、子どもの人権について、細心の注意を払わなければならない。
 - ・ 常に保護者や地域からの注視の中にあることを認識し、私的な行動においても、自らを厳しく律しなければならない。
 - ・ 児童・生徒や保護者、地域等からの訴えに対しては、真摯に受け止め、適切な対応に努めなければならない。
 - ・ 地域に支えられ、地域とともに子どもを育む学校、教職員の一員として、豊かな社会性や対人関係能力を身につけなければならない。
 - ・ 我が国の将来を担う子どもたちの教育を託された、その職責の重さを自覚し、資質の向上に努めなければならない。

3 不祥事防止の自己点検

- 次ページからのチェックリストを活用し、自らの日々のサービスに関する姿勢や言動について振り返り、服務規律の確保や不祥事防止についての意識・実践力を高めましょう。校内研修として学期ごとに振り返る場をもつなど、定期的に自己点検することが大切です。
- 校長・教頭にあっては、管理職員として所属職員の状況や学校の体制、取組について、適宜点検し、サービスに関する課題に対して実効性のある方策を講じましょう。

教職員の不祥事防止のためのチェックリスト【教職員用】(R7改訂版)

はい○ ・ いいえ× ・ どちらともいえない △

[公務員としての責任・意識に関すること]

1	自分が公務員であることを常に自覚し、法令を遵守し、公務員倫理を意識して行動していますか。	
2	不祥事は、他の学校のこと、他人事との意識ではなく、自校のこと、自分のこととして意識していますか。	
3	他の教職員の言動に気になることがあっても黙認せず、率直に意見が言える雰囲気がありますか。	
4	勤務時間外であっても、自らの行動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識して行動していますか。	
5	島根県教育委員会の「教職員の懲戒処分及び公表の指針」について理解していますか。	
6	不祥事があったとき、生徒や学校・教育全体、また家族など周囲の人々に取り返しのつかない深刻な打撃を与えることを考えていますか。	

[生活に関すること]

1	普段の生活の中で、ストレスをためない工夫をしていますか。	
2	身近に悩みを話すことのできる相手がいますか。	
3	家族や同僚等とのコミュニケーションを積極的に図るようにしていますか。	
4	過度の遊興にふけったり、借金をしてギャンブルに金をつぎ込んだりするなど、公務員としてふさわしくない行為をしないよう、平素から心掛けていますか。	

[児童生徒性暴力等]

1	児童生徒への性暴力は、児童生徒の尊厳を著しく侵害し、生涯にわたり回復しがたい重大な影響を与えるもので、断じてあってはならないと自覚していますか。	
2	一切禁じられている児童生徒への電話やメール、SNS等による私的なやり取りを、行っていませんか。	
3	児童生徒に対し、実技指導や介助等を除き、不必要に体に触れないようにしていますか。	
4	1対1で児童生徒に対応する場合には、密室にならないようにしていますか。また、所定の手続きを経ないで、児童生徒を自家用車に乗せていませんか。	
5	学習や行事等の様子等、児童生徒を撮影する必要があるときは、定められた機器で行うなど学校で定めている取扱いを守っていますか。	
6	校内の整理整頓に心掛け、不必要なものや不審なものがあるときは、速やかに管理職に報告し対応していますか。	

[体罰等]

1	体罰や不適切な指導が、児童生徒の人格を傷つけ人権を侵害する行為であることを認識していますか。	
2	児童生徒や保護者と人間関係ができていれば、少しの体罰なら許されると思わず、いかなる場合も許される行為でないと理解していますか。	
3	児童生徒への指導は、自分の感情を抑え、冷静に行っていますか。	
4	児童生徒の問題行動に対して体罰や、暴言等による不適切な指導に頼らない適切な指導ができていますか。	
5	児童生徒を一方的に自分の方針に従わせようとすることなく、児童生徒の意見を十分に聞いていますか。	

6	同僚の体罰や不適切な言動を目撃したら、速やかに止めたり、管理職に報告していますか。	
7	生徒指導を一部の教職員に任せきりにせず、組織的に対応していますか。	

[ハラスメント]

1	児童生徒の相談を受けたり個別指導したりする時は、必要に応じて管理職等に報告・連絡・相談をしていますか。	
2	児童生徒、保護者、他の教職員に対して、セクシュアル・ハラスメントととられかねない言動をしないように心掛けていますか。	
3	児童生徒はもちろんのこと、保護者に対しても電話やメール、SNS等による私的なやり取りをしないように心掛けていますか。	
4	同僚に対して感情にまかせたような発言や、大勢の前で個人名をあげて非難するようなことをせず、お互いの人格を尊重し合っていますか。	
5	同僚に対して親睦行事に強制的に参加させたり、業務とは関係ない個人的な雑用を強要させたりしないように心掛けていますか。	

[交通事故・交通違反]

1	交通法規を守り、事故を起こさないよう常に緊張感を持って運転をしていますか。	
2	飲酒をした場合、量の多少に関わらず、たとえ微量でも絶対に車を運転しないという心構えを持っていますか。	
3	深夜に飲酒した場合、翌朝や昼であっても一定基準以上のアルコールが体内に保有されることがあることを知っていますか。	
4	車を運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗をしたりした場合も責任を問われることを知っていますか。	
5	心のどこかで「スピード違反でつかまるのは、運が悪い」と思わず、速度違反をしないよう努めていますか。	
6	特に大幅なスピード違反は、危険性の極めて高い重大な交通違反だと知っていますか。	

[個人情報の管理・守秘義務]

1	児童生徒・保護者の個人情報は、法令に基づく守秘義務があることを知っていますか。	
2	個人情報に関する書類等を学校外に持ち出したりしないよう心掛けていますか。	
3	個人情報に関する電子データの管理や、校務で使用するパソコン・記憶媒体の保管の仕方において、盗難や情報漏洩に対する対策を行っていますか。	
4	机の上、コピー機・パソコンの周辺等に個人情報を放置しないよう注意していますか。	

[公金等の適正な扱い]

1	一時的な立て替えであっても、絶対に公金を流用しないようにしていますか。	
2	県費外会計を扱う際、金銭出納簿や預金通帳等関係書類に記録し、整理していますか。	
3	現金はロッカーや机に入れて保管せず、速やかに預金口座に入金していますか。やむを得ず校内で保管する場合、金庫など鍵のかかる所に保管していますか。	
4	会計は単年度処理され、監査を受けていますか。	

教職員の不祥事防止のためのチェックリスト【管理職用】(R7改訂版)

はい○ ・ いいえ× ・ どちらともいえない△

〔教職員の意識改革〕

1	服務規律の校内研修は、年間計画を立て計画的に行われていますか。	
2	教育委員会からの指導通知等を掲示・配布するだけでなく、直接指導をしていますか。	
3	教育委員会からの指導を受けて、不祥事防止の対策に取り組んでいますか。	
4	児童生徒性暴力等、体罰、不適切な指導、公金管理、ハラスメント、飲酒運転等交通違反等の個別の課題について、時機を捉えて適切に指導していますか。	
5	教職員の不祥事は、他の学校のこと、他人事との意識でなく、自校のこと、自分のこととして意識していますか。	
6	教職員の勤務時間の管理や勤務時間の割振りを適切に行っていますか。	
7	人間関係の悪化を懸念して、教職員への指導を避けてしまうことなく、毅然とした対応をしていますか。	

〔教職員・校内の状況把握〕

1	日頃から、個々の授業や生徒指導、部活動等の状況の把握に努めていますか。	
2	長時間労働者への産業医等による面接指導が適切に行われていますか。	
3	評価システム等による管理職と教職員の面接の際に、悩み等についても話し合うなど面接指導は適切に行われていますか。	
4	課題を抱える教職員の状況を把握し、継続的な指導・観察を行っていますか。	
5	休暇・休職者等について、きちんと状況を把握していますか。	
6	自家用自動車公務使用登録証明書等で運転免許証の有効期間を把握していますか。	
7	校内に、教職員の目が行き届きにくい部屋や空間がないか、室内等に不審なものがないかについて、適宜把握していますか。	

〔取扱要綱・管理規程の整備〕

1	危機管理の体制やマニュアルが整備され、研修も行われていますか。	
2	県費外会計を扱う際、複数の教職員がチェックしたり、通帳等の関係書類に記録し整理するなど、要綱に即した取扱いが適正に行われていますか。	
3	個人情報の管理規程を作成していますか。	
4	情報ネットワーク（校内LAN等）の管理規程を作成していますか。	

[教職員間の協力体制]

1	教職員が仕事上の悩みを気軽に相談し合い、支え合うような雰囲気が醸成されていますか。	
2	様々な校務や児童生徒の問題等について、一人の教員が抱え込む状況にならないように努めていますか。	
3	教職員に日常的に声をかけたり、気軽に教職員からの相談に応じていますか。	
4	教職員からの提案や意見などに対して適切に対応していますか。	
5	悪い情報でも迅速に管理職に伝わるよう徹底されていますか。	

[児童生徒への指導体制]

1	指導の困難な児童生徒を特定の教員だけに任せず、管理職として適時の相談・指導を行っていますか。	
2	指導が困難な児童生徒への対応を、一人の教員だけに任せきりにせず、組織的に対応していますか。	
3	児童生徒を指導する際、できるだけ複数の教職員や同性の教職員で対応するなどの配慮をしていますか。	
4	児童生徒に対して密室での1対1での指導を行わないことについて、指導・徹底をしていますか。(校外活動時の宿泊施設等を含む)	
5	特別な支援が必要な児童生徒に対し、適切な支援の方法を周知していますか。	

[学校としての相談体制]

1	児童生徒性暴力等やわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント、体罰などについて、児童生徒や教職員からの相談や訴えへの相談体制が整備されていますか。	
2	学校における相談窓口、学校以外の相談窓口を児童生徒や保護者に周知していますか。	
3	相談員の人選、相談場所など相談しやすい雰囲気づくりができていますか。	

[家庭や地域との情報交換]

1	何事も、学校内部だけで解決しようという意識ではなく、説明責任を果たそうという意識でいますか。	
2	保護者等との情報や意見の交換が円滑に行われていますか。	
3	日頃から地域や警察等の関係機関と連携し、情報を速やかに収集できる体制をとっていますか。	

[教育委員会との連絡]

1	教育委員会への報告・連絡・相談等を迅速かつ適切に行っていますか。	
---	----------------------------------	--